

報告・届出様式の記入例について

ガス事業法における報告・届出事務のうち、特に記載に関する誤りの多い報告・届出様式の記入例を作成しましたので、今後の報告・届出の際の参考としてご活用ください。

- ・ガス主任技術者選任又は解任届出書
- ・周知状況の届出書
- ・工事計画届出書
- ・保安規程変更届出書
- ・保安業務規程変更届出書
- ・導管改修実施状況（保安ネット）
- ・毎年の消費機器の調査結果

※受領印が必要な場合は、副本、切手を貼った返信用封筒（郵送の場合）をご用意ください。

ガス主任技術者選任又は解任届出書

例) 選任と解任を行い、かつ選解任される者が他の事業場も兼任している場合

様式第21 (第〇〇条関係)

ガス主任技術者選任又は解任届出書

××年〇月△△日

北海道産業保安課 殿

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

本解任をしたので、ガス事業法第〇〇条第〇〇項の規定に

〇〇区町 〇〇番地
〇〇丁目〇〇番地

生年月日

前者免状の種類

氏名

ガス主任技術者がガス主任

の職務以外の職務を行っ

ときは、その職務内容

ガス主任技術者の監督に

係る工作物の概要

選任年月日

ガス主任技術者が他の事業場の

ガス主任技術者を兼ねている場合は

その兼ねている事業場の名称及び

所在地

解任したガス主任技術者

氏名及び生年月日

住

ガス主任技術者免状の種類及び

号

解任年月日

ガス主任技術者が他の事業場の

ガス主任技術者を兼ねている場合は

その兼ねている事業場の名称及び

所在地

- ・ガス小売事業：第25条第2項
- ・一般ガス導管事業：第65条第2項
- ・特定ガス導管事業：第84条第1項において準用する同法第65条第2項
- ・ガス製造事業：第98条第2項
- ・ガス事業以外のガスの供給等の事業(準用事業)：第105条において準用する同法第25条第2項

「選任年月日」(「解任年月日」)の欄に記載されている日付時点で選任されている事業場をご記載ください。

- 備考
- 1 届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任したガス主任技術者又は選任したガス主任技術者の欄を斜線により削除すること。
 - 2 ガス主任技術者の監督に係る特定製造所が、その常時勤務する事業場と異なる場合には、「ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容」の欄に、常時勤務する事業場名及びその所在地を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

周知状況の届出書

様式第87（第197条関係）

周知状況の届出書（××年度分）

××年○月△△日

北海道産業保安監督部長 殿

住所 ○○市○○区○○丁目○○番地○○
 氏名 ○○株式会社 代表取締役 ○○様

①の表にはガスของผู้ใช้、施行規則第197条第1項第2号ロの表に掲げる消費機器の使用者に対して行った周知をご記載ください。

ガスの使用の申込みを受け付けた者の数をご記載ください。

第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|------|----------------------------|
| 需要家数 | 1 (うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数 5) |
|------|----------------------------|

① ガス事業法施行規則第197条第1項第2号イ及びロに基づく周知

| | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 周知数 | 書面配布 | 50 (うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数 5) |
| | 電子メール | 0 (うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数 0) |
| | ファイル記録 | 0 (うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数 0) |
| | 記録媒体 | 0 (うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数 0) |
| 周知の方法 | 書面配布 | 検針時または開栓時に個別に手渡し 不在の場合は配布 |
| | 電子メール | |

周知の方法を具体的にご記載ください。

①ガス事業法施行規則第197条第1項第2号イ及びロに基づく周知で実際に配布した書面等をすべて添付してください。
 ②ガス事業法施行規則第197条第1項第4号に基づく周知で配布したものを添付する必要はありません。(下表②の周知の際に配布したものは添付不要です)

| | |
|----|--------|
| 内容 | (実物添付) |
|----|--------|

② ガス事業法施行規則第197条第1項第4号に基づく周知

| 周知手法 | 期日又は期間 | 周知の相手方 | 主たる内容 |
|------------------|-----------|--------|----------------------------------|
| 検針時に「○○だより」を配布 | ○年○月 | 全需要家 | チラシ「○○だより」 ○○について、○○の取り組みに関して |
| 店頭ポスター「○○の周知」を掲示 | ○年○月○日～○日 | 閲覧者 | ポスター「○○の周知」 ○○の啓発 |
| パンフレット「○○の周知」を郵送 | ○年○月 | 対象業者 | パンフレット「○○の周知」 ○○についての注意 |

備考 用紙の大きさ

②の表には新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、周知した項目をご記載ください。

周知状況の届出は、4月末日（毎年度経過後30日以内）までにご提出ください。

工事計画届出書

様式第28 (第〇〇条関係)

工事計画届出書

××年□月△△日

北海道産業

- ・ガス小売事業：第40条
- ・一般ガス導管事業：第98条
- ・特定ガス導管事業：第131条
- ・ガス製造事業：第154条

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇

ガス事業法第〇〇条第〇項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

- ・ガス小売事業：
 - * ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするとき…第32条第1項
 - * 第32条第1項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするとき…第32条第2項(工事計画変更届出書)
- ・一般ガス導管事業：
 - * 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするとき…第68条第1項
 - * 第68条第1項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするとき…第68条第2項(工事計画変更届出書)
- ・特定ガス導管事業：
 - * 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするとき…第84条第1項において準用する同法第68条第1項
 - * 第84条第1項において準用する同法第68条第1項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするとき…第84条第1項において準用する同法第68条第2項(工事計画変更届出書)
- ・ガス製造事業：
 - * ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするとき…第101条第1項
 - * 第101条第1項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするとき…第101条第2項(工事計画変更届出書)

保安規程変更届出書

様式第19 (第〇〇条関係)

保安規程変更届出書

××年□月△△日

北海道産業

- ・ガス小売事業：第25条
- ・一般ガス導管事業：第93条
- ・特定ガス導管事業：第131条
- ・ガス製造事業：第149条

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇

次のとおり保安規程を変更したので、ガス事業法第〇〇条第〇項の規定により届け出ます。

| | |
|-------|--|
| 変更の内容 | |
| 変更年月日 | |

備考 1 「変更の内容」
2 用紙の大きさは

- ・ガス小売事業：第24条第2項
 - ・一般ガス導管事業：第64条第2項
 - ・特定ガス導管事業：第84条第1項において準用する同法第64条第2項
 - ・ガス製造事業：第97条第2項
- ※複数の事業にまたがる場合は、該当の条項をすべてご記載ください。

載すること。

保安業務規程変更届出書

様式第91（第208条関係）

保安業務規程変更届出書

××年□月△△日

北海道産業保安監督部長 殿

住所 ○○市○○町○○丁目○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役社長 ○○

次のとおり保安業務規程を変更したので、ガス事業法第160条第○項の規定により届け出ます。

| | |
|-------|--|
| 変更の内容 | |
| 変更年 | |

備考

- ・ガス小売事業：第160条第2項
 - ・一般ガス導管事業、特定ガス導管事業：第160条第5項において準用する同条第2項
- ※複数の事業にまたがる場合は、該当の条項をすべてご記載ください。

導管改修実施状況 保安ネット手続選択画面

ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る）はこちらから
（ガス関係報告規則第3条表第6号）

旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況

ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況

ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く）、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者はこちらから
（ガス関係報告規則第3条表第5号）

導管改修状況は、6月末日までにご提出ください。

毎年の消費機器の調査結果

様式第7(第3条関係)

消費機器調査結果年報

年 月 日

北海道産業保安監督部長 殿

住所

ガス事業法第171条第1項の規定により次の

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|------|--------|
| 事業区域名又は供給地点の属する供給地点群の名称 | | | |
| 需要家数 | | | |
| 当年調査 | 調査完了需要家数 | | |
| | 調査拒否需要家数 | | |
| | 不在需要家数 | | |
| | 通知需要家数 | | |
| | ガス事業法施行規則第200条第1項第1号の表のイに係る | 調査台数 | ガス湯沸器 |
| | | | ガスふろがま |
| | | 通知台数 | ガス湯沸器 |
| | | | ガスふろがま |
| | ガス事業法施行規則第200条第1項第1号の表のロに係る | 調査台数 | |
| | | 通知台数 | |
| ガス事業法施行規則第200条第1項第1号の表のハに係る | 調査台数 | | |
| | 通知台数 | | |
| 当年再調査 | 再調査完了需要家数 | | |
| | 再調査拒否需要家数 | | |
| | 不在需要家数 | | |
| | 再通知需要家数 | | |

- 事業区域名又は供給地点の属する供給地点群の名称
→団地別に記載
- 需要家数
→調停数
- 調査完了需要家数
→消費機器調査を完了した需要家数
- 調査拒否需要家数
→消費機器調査を実施する承諾を得ることができなかった需要家数
- 不在需要家数
→3回以上訪問したが不在で調査を実施できなかった需要家数
- 通知需要家数
→技術上の基準に適合していないことについて通知した需要家数
- ガス事業法施行規則第200条第1項第1号の表のイに係る
→ガスの使用の申し込みを受け付けたとき、及び4年に1回以上の頻度で調査又は通知をした台数のうち、不燃防有りと特定ガス消費機器に特定工事の表示があるもの等を除く
- ガス事業法施行規則第200条第1項第1号の表のロに係る
→ガスの使用の申し込みを受け付けたとき、及び4年に1回以上の頻度で調査又は通知をした台数のうち、特定地下街、特定地下室に設置されている燃焼器
- ガス事業法施行規則第200条第1項第1号の表のハに係る
→ガスの使用の申し込みを受け付け、調査又は通知をした台数
- 再調査完了需要家数
→技術上の基準に適合していないことについて通知した需要家のうち、再調査を完了した需要家数
- 再調査拒否需要家数
→技術上の基準に適合していないことについて通知した需要家のうち、再調査を拒否した需要家数
- 不在需要家数
→技術上の基準に適合していないことについて通知した需要家のうち、3回以上訪問したが不在で再調査を実施できなかった需要家数
- 再通知需要家数
→技術上の基準に適合していないことについて通知した需要家のうち、再通知した需要家数

備考 1 「不在需要家数」の欄には、調査又は再調査ができない需要家数を
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす